

平成25年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月12日（水）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	山本晃広
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村政則
建設水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	田中茂樹	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村星彦
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	山本晃広
選挙管理 委員会 委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	田中義喜

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中 義喜  
主 査 吉田 聖

事務局次長 畠山 正子

---

## 議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 産業民生常任委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 15 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 16 報告第 14 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 17 議案第 34 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 18 議案第 35 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 19 議案第 36 号 六戸町新型インフルエンザ等対策本部条例案
- 日程第 20 議案第 37 号 平成 25 年度六戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 38 号 工事の請負契約について
- 日程第 22 追加提出議案の上程（町長の提案理由説明）  
（議案第 39 号）
- 日程第 23 議案第 39 号 六戸町職員の給与の臨時特例に関する条例案

日程第24 議員提出議案第1号 TPPへの参加反対を求める意見書の提出について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**会議録署名議員の氏名**

1番 杉山茂夫

2番 附田輝雄

## 会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 産業民生常任委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

平成25年第2回六戸町議会定例会において、産業民生常任委員会に付託してありました陳情1件について、産業民生常任委員会委員長より審査の終了に伴い、請願等審査報告書が提出されております。

ここで、産業民生常任委員会委員長の報告を求めます。

6番、川村君。

産業民生常任委員長（川村重光君）

おはようございます。

産業民生常任委員会付託案件の委員長報告をいたします。

平成25年第2回六戸町議会定例会において、当委員会に付託されました「T P Pへの参加反対の意見書を求める陳情についての陳情書」の取り扱いについて、去る平成25年6月10日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採決と決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、議長宛てに請願等審査報告書を提出しておりますので、念のため申し添えておきます。

以上をもって委員長報告といたします。

議長 長（苫米地繁雄君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより陳情1件について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの産業民生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、「T P Pへの参加反対の意見書を求める陳情」は、採択と決定いたしました。

次に、日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年3月11日六戸町大字犬落瀬字後田八番地五付近の町道官庁街線において、町道にあった穴ぼこのアスファルトの破片により、通行車両に損傷が生じた事故でこの示談が成立し、平成25年5月9日に損害賠償の額58,235円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。以上で、報告第1号の説明といたします。

議長 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告については終わります。

次に、日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるものでございます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料1ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案のほうは9ページからになります。

六戸町税条例第34条の7第2項の改正は、平成25年から復興特別所得税が課されることに伴い、寄附金税額控除について個人住民税、所得税及び復興特別所得税を合わせて一定限

度まで税額を控除できるよう見直すために、引用する地方税法の読み替え規定を加えたものでございます。

第54条第5項の改正は、独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源公団から引き継いだ事業のうち、仮換地等の指定を伴うものについての固定資産税の特例措置が設けられておりましたが、引き継いだ事業が完成したことにより、この特例措置を廃止したことに伴う改正であります。

第131条第4項の改正は、第54条第5項の改正と同様、独立行政法人森林総合研究所の事業について、特別土地保有税の特例措置を廃止したことに伴う改正であります。

議案の10ページをごらんください。

附則第3条の2第1項の改正は、近年の低金利状況を踏まえ、特例基準割合の定義を改め、延滞金の算出割合を定めたものであります。

同じく、附則第3条の2第2項及び議案の11ページに移っての附則第4条第1項の改正は、納期限が猶予された場合の延滞金について、算出期間及び算出割合について改めたものであります。

議案の11ページ中ほどの附則第7条の3の2第1項の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長したものであります。

附則第7条の4の改正は、第34条の7第2項の改正と同様の理由により、寄附金税額控除における特例控除額の特例において、引用する地方税法の読み替え規定を加えたものであります。

議案の12ページ中ほどの附則第22条の2第1項の改正は、読み替え規定を改めるとともに、読み替え内容を一覧表に整理し直したものであります。

議案の15ページをお開きください。

表の後の附則第22条の2第2項の改正は、17ページまで及んでおりますが、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象者を相続人まで拡大したものであります。そのほかは字句の改正及び条文の整理を行ったものであります。

附則ですが、第1条については施行期日について、第2条から第4条については延滞金、住民税及び固定資産税に係る経過措置について定めたものであります。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 ( 円子富浩君 )

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料8ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案のほうは、22ページからになります。

六戸町国民健康保険税条例第5条の2の改正は、所得に応じた均等割額、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したものであるところの特定同一世帯所属者の特例措置について、移行後5年間に限っていたものを恒久的措置とするための改正でございます。

また、後期高齢者医療制度への移行によって、国民健康保険の単身世帯となる世帯について、移行後5年間を特定世帯とし、世帯別平等割額を2分の1に軽減する現行の措置に新たに移行後6年目から8年目までの間にある世帯を特定継続世帯とし、これに対しては世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加したものであります。

次に、第7条の3の改正は、先ほどの第5条の2の改正と同様に、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定継続世帯の税額等を加えたものであります。

議案の23ページ2行目から24ページ中ほどまでの第23条の改正は、国民健康保険税の減額において、第5条の2の改正により新たに追加される特定継続世帯について、その減額等を各号に加えたものであります。

議案の24ページの後ろのほうに移ります。

附則第16項の改正は、引用する地方税法の改正に伴い、必要箇所を改正したものであります。

そのほかは字句の改正及び条文の整理を行ったものでございます。

附則ですが、施行期日と適用区分について定めたものであります。

以上で、報告第3号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めらるものでございま

す。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案の28ページをお開きください。

補足資料のほうは、13ページの新旧対照表になります。

第2条の改正は、原子力発電施設等立地地域において、固定資産税の不均一課税をする設備等の取得期間を平成27年3月31日まで延長するものであります。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で、報告第4号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるところでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案31ページをお開きください。

補足資料のほうは、14ページの新旧対照表になります。

第2条の改正は、課税免除の適用期間を平成26年3月31日まで延長するものであります。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で、報告第5号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (棟方晃祥君)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成25年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成24年度六戸町一般会計補正予算(第6号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

準備のほうお願いいたします。

まず、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

まず、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から5ページの10款地方交付税までは、歳

入が確定したことから実績額によりそれぞれ増額、または減額調整をしております。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をいたしました。

6ページから8ページにかけましての14款国庫支出金から15款県支出金につきましては、事業費との関連において調整をしております。

16款財産収入では、実績見合いにより調整をいたしました。

18款繰入金では、財政調整繰入金を1,922万5,000円減額いたしました。

20款諸収入では、実績に基づき調整いたしました。

続いて10ページですが、21款町債では、事業費との関連において調整したほか、歳出予算総体での財源調整を行い、1,300万円減額計上いたしました。

次に、歳出については、主に事業費の実績見込みの精査のもとに予算調整をしたものであります。

主な項目についてご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計並びに介護保険事業特別会計への繰出金を3つの合計で1,630万9,000円増額計上いたしました。

13ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、霊園事業特別会計繰出金を47万1,000円増額計上。続いて、7目病院費に国保病院事業特別会計補助金として3,740万円を増額計上いたしました。

次の2項清掃費から15ページ7款商工費までも、各事業の実績見合いにより減額調整しております。

8款土木費におきましては、2項道路橋りょう費に除雪経費を主に243万3,000円減額計上。続いて、3項住宅費では、実績見合いにより1,212万5,000円減額計上。同じく4項都市計画費では、下水道事業特別会計繰出金を160万1,000円減額計上いたしました。

以降、9款消防費から12款公債費までも実績見合いのもと、それぞれいずれも減額計上しております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 ( 今出川 弘君 )

報告第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成24年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款国民健康保険税では、1,432万9,000円を減額計上いたしました。

次に4ページです。

2款分担金及び負担金から、6ページ、9款財産収入までは、歳入が確定したことからそれぞれ増額または減額調整しております。

6ページ、10款繰入金では、事業費との関連で1項他会計繰入金に一般会計繰入金を1,763万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出につきましては、事業費の確定及び歳入との関連で予算調整したものであります。

主な項目についてご説明いたします。

10ページの2款保険給付費、1項療養諸費では、一般退職被保険者療養給付費の確定により項の計で1,765万1,000円を減額計上いたしました。

11ページの2款保険給付費、1項高額療養費では、一般及び退職被保険者の高額療養費の確定により項の計で230万3,000円を減額計上いたしました。

続いて12ページの7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で2,243万8,000円を減額計上いたしました。

以上で、報告第7号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（保士沢定一君）

それでは報告いたします。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成25年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

平成24年度六戸町国民健康保険病院特別会計補正予算（第4号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

収入、1款病院事業収益、3項特別収益に3,740万円を不良債務解消分として増額計上いたしました。

以上で、報告第8号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

5番、下田君。

5 番（下田敏美君）

町長、先ほど一般会計で3,740万円承認されました。

私は、町民のやっぱり健康を守るために補助して当然と了解しております。ただ、受ける側にどう思っているか事務長にお伺いしたいと思います。

やっぱり受ける側がもらって当然という考えであれば、少し考えを変えてほしいなど、町民の血税を3,740万円使っているんだから、やっぱり患者主体の病院医療をしてほしいなど、そう思っております。

私のところへ、去年から病院に行くに怒られて帰ってくるという意見を耳にします。それから投書もいただきました。私、たまに病院に行くんですが、私自身はそう思いません。やっぱり私を心配していろいろ言ってくれるんだなど、私はそう理解しているんですけども、やっぱりとる側によっては、そういうふうに怒られたというふうに感じる人もあるということを知ります。ですからやっぱり、もう一度考えを新たにしてほしいと思います。

事務長が4月1日に代わりましたけれども、私は事務長に町長は相当期待をして、私は人事配置した一人だと思います。ですから、例えば病院経営目標というのを掲げると思うんですが、例えば、町民に、患者に優しい病院経営とか、そういう目標を掲げて、町民の見えるところにことしの目標はこうだということを私はやったらどうかなど、そうすれば患者もやっぱり我々を中心に治療をしてくれるんだなどという見方をしてくれるんじゃないかなと思います。ですから、怒られたりという感覚を、もしそれでこういうふうに対処しているんだよという意思表示をするために、そういう目標をどこかの廊下でもいいからかけてほしいなど、私の個人的な考えですけども。ですから、これからやっぱり患者に優しい病院経営であっ

てほしいと要望をして私の質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

これに対して何か、事務長、意見ありますか。

事務長。

病院事務長（保士沢定一君）

大変、励ましのお言葉をいただきましてありがとうございます。

今後とも、病院そのものはやはり地域住民にとっては健康を維持するためにはスタッフ全員一丸となって、また町民の方々が来やすいような雰囲気をつくっていきたいと思います。

また、病院としての使命も再認識しながら、今までの経営自体も見直すところは見直しながら、やはり町民が一番頼れる場所となるような改善をしていきたいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

5番、下田君。

5 番（下田敏美君）

もう一度、町長と事務長をお願いします。ぜひ、それを病院が変わったと言われるようにしてほしいなということを再度お願いします。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご指摘いただきました部分、いろんな課題を抱えていることは事実でございますし、このようにある程度の支援というのもせざるを得ない状況にはあります。それらにおきましても、経営にかかわるのみならず、先生方にもご苦労いただいておりますので、そういう部分をどのように改善していけばいいのか、今、新たにと言いましたが、事務長も行きまして、ちょっと検証をして可能なところからみんなで努力いたしましようということにしております。

す。

あわせて、今ご質問ありました部分の姿勢といいますか、そのことに関しては、やはり人々から首をひねられるような態度であってはいけないというふうに思いますので、その旨を事務長ともどもスタッフと一緒に、この六戸町の病院としてどうある態度がベターであるかをお話し合いしながら、今後努力してまいりたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7 番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今の事項別説明の中に、特別利益ということで、24年度の、要するに債務がなくなったというこの説明でございましたけれども、金額が3,740万円ということでかなり多額に上っております。できれば、この内容を、本来であればこの中で明示すべきだとは思いますが、改めてご説明お願いしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

病院事務長。

病院事務長（保土沢定一君）

それではお答え申し上げます。

現段階での繰入金を町のほうからいただきましたけれども、3,740万円ということになりましたけれども、実質、この歳入が足りなかったという原因においては、町立病院のほうを利用していただける患者数が減ったということになります。ただ、この患者数そのものは外来数ではさほど減っておりませんが、入院患者が特に減ったと。それから、人件費のほうで見込みよりもちょっと多く出たというところがございまして、こういう形になったものだと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

すみません、ちょっと理解ができないんですけども、結局、24年度不良債務解消分ということの、要は特別利益ということですから、いわゆる繰り入れ分ということですか。要は利益ですから、患者数が減った云々とありましたけれども、患者数が減るのであればむしろマイナスに減るはずだと思うんですけども、もうちょっと理解できるようにご説明願えますか。

議 長（苫米地繁雄君）

病院事務長。

病院事務長（保土沢定一君）

ご説明申し上げます。

一般会計のほうで事項別明細書13ページになりますけれども、4款衛生費、1項保健衛生費のところ、7目病院費に補助金といたしまして3,740万円を歳出の予算が組んでございます。その分の歳出の補助金を病院会計には特別利益といたしまして3,740万円を収入としてみたということになります。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

はい、わかりました。

いずれにいたしましても、先ほど下田議員のほうからもお話がありましたけれども、いわゆる公共サービスでございますので、そういうことを考え合わせると、何というんですか、利益を出すというのは非常に難しい話だとは思うんですけども、やっぱり公共サービスといえども一つの事業でございますので、改めてそのところは基本に立ち戻っていただいて追及することも必要だし、あとは病院の運営につきましても、先ほどお話があったような患

者本位の病院の事業に戻られてやっていかれることをまずお願いいたしたいと思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

答弁いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

それではご説明申し上げます。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、平成24年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金を160万1,000円減額し、項の計を2億8,760万3,000円といたしました。

次に、歳出については、事業の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費では、執行額を精査の上、102万7,000円を減額いたしました。

2項建設事業費では、工事請負費を64万3,000円減額し、項の計を1,914万4,000円といたしました。

2款公債費では、執行額を精査の上、計上しております。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 報告第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 ( 松村 茂君 )

ご説明申し上げます。

報告第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、平成24年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金を248万9,000円減額し、項の計を1億1,466万4,000円といたしました。

次に、歳出につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費では執行額を精査の上、92万2,000円を減額いたしました。

2項建設事業費では、工事請負費を43万2,000円減額し、項の計を46万8,000円といたしました。

2款公債費では、執行額を精査の上、計上しております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 報告第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村政則君)

報告第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

六戸町介護保険事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料204万3,000円を減額し、項の計を1億9,701万4,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款保険給付費、1項介護サービス費、1目居宅介護サービス給付費を308万1,000円を減額し、5目施設介護サービス給付費491万3,000円を増額し、項の計で10億1,362万円といたしました。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 報告第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

報告第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成24年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の詳細について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

補正予算の主なものは、圏内保険料及び広域連合負担金の確定によるものでございます。

まず最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料では、27万7,000円を増額計上。3款繰入金、1項繰入金では、12万9,000円を減額計上。4款繰越金、1項繰越金では、129万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金では、210万3,000円を増額計上し、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、54万円を減額計上いたしました。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 報告第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

報告第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成24年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書の3ページ及び5ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において財源の調整をしたものであります。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 報告第14号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (棟方晃祥君)

報告第14号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成24年度六戸町一般会計補正予算（第5号）第2条の繰越明許費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その内訳ですが、70ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費におきまして、「六戸町地域防災計画」追録第2号 作製業務委託事業で196万3,500円を翌年度に繰り越しいたしました。

その財源内訳ですが、全額一般財源となっております。

以上で、報告第14号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第14号 繰越明許費繰越計算書については終わります。

次に、日程第17 議案第34号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

それでは、議案第34号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてご説明いたします。

71ページをごらんください。

本案は、構成団体の黒石地区消防事務組合が平成25年6月30日をもって解散することに伴い、構成団体を変更するため規約の変更をするものであります。

附則は、施行期日を平成25年7月1日とするものであります。

以上で、議案第34号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

74ページをごらんください。

本案は、構成団体の黒石地区消防事務組合が平成25年6月30日をもって解散することに伴い、構成団体を変更するため規約の変更をするものであります。

附則は、施行期日を平成25年7月1日とするものであります。

以上で、議案第35号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第36号 六戸町新型インフルエンザ等対策本部条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第36号 六戸町新型インフルエンザ等対策本部条例案についてご説明申し上げます。

77ページをごらんください。

本条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されたことに伴い制定するものであります。

第1条は、目的について、第2条は、組織について、第3条は、会議について、第4条は、本部に部を設置することについて、第5条は、雑則として本部に関し必要な事項を本部長が定めることについて定めるものであります。

附則については、施行期日を公布の日と定めるものであります。

以上で、議案第36号の説明といたします。

議長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 六戸町新型インフルエンザ等対策本部条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第37号 平成25年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(棟方晃祥君)

議案第37号 平成25年度六戸町一般会計補正予算(第1号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

まず、1款議会費では、議員共済負担金として235万2,000円を計上いたしました。

2款総務費では、1項1目一般管理費にシュレッダー購入費として75万円、同じく7目企画費にコミュニティ助成事業補助金160万円、8目情報施策推進費で光ファイバー移設工事

費77万5,000円、2項1目賦課徴収費に標準宅地鑑定評価業務委託料として424万8,000円を計上しました。

次のページでございます。

4款衛生費、1項5目健康づくり推進費に食の交流創出イベント事業補助金88万円を計上。

7款商工費、1項5目消費者行政推進費に消費者相談員旅費ほかで16万4,000円を計上。

8款土木費、2項3目道路新設改良費に路面性状調査等委託料として1,100万円を計上。

10款教育費では、1項2目事務局費に三校合同進路講演会講師料として11万2,000円、4項1目社会教育総務費に大曲公民館改修事業費補助金7万1,000円、3目図書館費に図書館正面玄関階段補修工事費18万9,000円を計上いたしました。

同じく、5項保健体育費、3目海洋センター運営費では、海洋センター塗装工事取りやめに伴い380万3,000円を減額計上いたしました。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしまして、14款2項国庫補助金に、社会資本整備総合交付金の内示により660万円を計上。

15款2項県補助金に、消費者行政活性化交付金として13万3,000円を計上。

19款繰越金に、前年度繰越金1,022万5,000円を計上。

20款諸収入、5項雑入では、B&G財団地域海洋センター修繕助成金を180万円減額計上、コミュニティ助成事業交付金の内示により159万9,000円の計上、町村の魅力発信事業助成金に97万円、光ケーブル移転補償金として77万4,000円の計上であります。

以上で、議案第37号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成25年度六戸町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第38号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(川村政則君)

議案第38号 工事の請負契約についてご説明いたします。

85ページをお開きください。

あわせて、議案説明補足資料をごらんください。

本案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

1、工事の表示、名称(仮称)六戸町地域包括支援センター建設工事及びバスセンター解体工事。

場所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田地内。

請負代金、7,536万9,000円、これは消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方、住所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田二番地八号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役佐藤純一。

以上で、議案第38号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 追加提出議案の上程を議題といたします。

本定例会に町長より議案第39号が追加提出されました。

これを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、議案第39号の提案理由説明をさせていただきたいと存じます。

六戸町職員の給与の臨時特例に関する条例案について申し上げます。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、六戸町職員の給与の支給額を減ずるために提案するものであります。

以上、追加提案いたしました議案につきましての概要をご説明申し上げましたが、ご審議の過程におきまして担当課長から詳細について説明しますので、慎重にご審議の上、満場のご承認ご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

このほかに議員提出議案第1号については、議案第39号の審議の後に審議していただくことにしております。

ご了解願います。

次に、日程第23 議案第39号 六戸町職員の給与の臨時特例に関する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第39号 六戸町職員の給与の臨時特例に関する条例案についてご説明いたします。

追加でお願いしました議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

本条例案は、平成24年2月29日付、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、六戸町職員の給与の支給額を減ずるため

制定するものであります。

第1条は、趣旨及び特例期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までと定めるものであります。

第2条は、支給する給与の減額率について5%と定めるものであります。

第3条は、職員の育児休業等に関する条例の特例について。

第4条は、六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例について定めるものであります。

第5条は、減額後の金額に1円未満の端数が生じたときの端数整理について定めるものであります。

附則は、施行期日を平成25年7月1日とするものであります。

以上で、議案第39号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

4番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

この給与の減額ということなんですけれども、国家公務員が100とすれば給与水準がラスパイレス指数というんですか、新聞に出ておりますけれども、この指数というのは六戸町はどういった数値になるのか。それから、多分それによって減額幅ですか、減額割合ですか、100分の5、5%ですよね、結構大きな額だと思うんです。ですから、この算出基準はどういった内容で、理由でこういうふうな割合にしたのか。

それと、新聞報道によれば、一応幅というのがありますよね、一般行政職から教育職、医療職あるわけなんですけれども、六戸町の場合は一律に100分の5ということですので、それも多分根拠があると思いますので、そういう幅をどうして設けなかった、そこら辺を単純にご回答いただければなと思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

最初にラスパイレス指数でございますけれども、国家公務員と町の職員との給与を比較した場合、六戸町については105という指数になってございます。

それで、今回の5%の削減の趣旨といたしましては、国は東日本大震災の復興の財源確保のために国家公務員の給与を7.8%削減いたしました。それに伴いまして、地方公務員についても国家公務員並みに削減するように求めております。

それでまた、交付税についても総需要額の1.1%を削減するというような内容で、国のほうは示しております。町としては、これを踏まえながら職員の給与の支給を減ずることとしたいということでございます。

削減幅の一律5%ということですが、5%につきましては、これまでも職員にいろいろと類似団体との定員、人員の削減とか、いろいろ努力をしてみましたが、今回は交付税が減額されるということで、職員全員でその分について幾らかでも分かち合いましょうというんですか、負担し合いましょうということで、ラスパイレス指数が100となるように全員一律という考え方をもって、今回は一律5%削減するというようなことで考えております。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

はい、そのラスパイレス指数が105ということで多分100分の5ということ、そういう算定基準ができたと思います。それは理解できます。これは国から交付税額が減額というのがもう通知されているわけですね、その額というのはどのぐらいの額ですか。さっきちょっと聞き逃しましたけれども。

それと、六戸町の場合のこの100分の5%減じた場合の金額ですか、そういったところがわかったら教えていただきたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

交付税の額については、はっきりとした数字では国のほうから示されてはおりませんけれども、暫定的な計算方式というんですか、それは国から示されておりました。その試算によりますと、おおむね交付税については3,500万円程度減額になると予想しております。

また、職員の給与の削減において減額となる金額につきましては、約2,000万円程度が減額になるものと試算をしております。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

これは私の感想なんですけれども、5%、そうすると、例えば来年3月に退職する方の退職金ですか、この試算ベースというのも変わってくると思うんですね。そういったところで、かなり大きな額の減というのが見込まれます。職員のやる気の部分、そういったところ、皆さんで負担を分かち合うという気持ちはわかるんですけれども、ぜひとも職員の意識、そういったところを減じないように、ひとつ課長さんとか町長さん、そこら辺メッセージを発していただければなと願って、最後の質問に終わります。

議長（苫米地繁雄君）

答弁いいですか。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

退職金の計算に関する基礎的な金額については、今回の減額の部分を使いませんので、特別の部分を使わなくて、本来の部分の計算になりますので、申し添えておきます。

（「そうですか、はい、ありがとうございます」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようでございますから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 六戸町職員の給与の臨時特例に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議員提出議案第1号 TPPへの参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君ほか4名からの議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、内閣総理大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号 TPPへの参加反対を求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時14分)